農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十七号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成十九年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（農業経営規程の設定及び変更の承認の申請） 第九条　法第十一条の五十一第一項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとする組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。 一～四　略 五　法第十一条の五十第一項の事業を行うことについて、当該組合の総会に同条第三項に規定する総組合員又は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議をなしたことを証する書類 六　略 ２　略	（農業経営規程の設定及び変更の承認の申請） 第九条　法第十一条の五十一第一項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとする組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。 一～四　略 五　法第十一条の五十第一項の事業を行うことについて、――――同条第三項に規定する総組合員又は総会員の三分の二以上の同意を得たことを証する書類 六　略 ２　略

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。